

越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が拡大していることを受け、令和4年1月以降の全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染症急拡大(以下「令和4年1月以降の感染拡大」という。)に伴い、事業活動に大きな影響を受けている町内の事業者に対して、越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金(以下「給付金」という。)を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第2条 給付金の申請要件は、次の各号全ての要件を満たす事業者(次の第5号を除き、以下「申請者」という。)とし、申請者は算定の対象とする月を1回のみ選択することができ、給付金はその申請に応じて給付するものとする。ただし、給付金の給付は、同一の申請者に対して1回に限るものとする。

(1) 町内に事業所(個人の場合は住居又は事務所)を有し、事業を営んでいる事業者(町外に本社がある事業者を含む。以下同じ。)で中堅企業、中小企業その他法人等(以下「中小法人等」という。)及びフリーランスを含む個人事業者であること。ただし、中小法人等については、次のアイのいずれかを満たし、かつ、ウからオまでに該当しないこと。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

ウ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

エ 政治団体

オ 宗教上の組織若しくは団体

(2) 令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受けたこと。

(3) 対象期間は令和4年1月から同年3月までの間のいずれかの1か月とし、対象期間の事業収入(売上)が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で20%以上30%未満減少していること。

(4) 申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員)が越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、対象期間の事業収入(売上)における、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比での減少額とする。ただし、給付上限額を超える場合は給付上限額とする。

2 給付上限額は別表1により算定した額とし、算定した給付上限額が375,000円を超える場合

は375,000円とする。

- 3 令和4年2月10日付けの高知県営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店等については令和4年2月分のみを申請可能とし、給付額から当該月にかかる高知県営業時間短縮要請協力金と越知町営業時間短縮要請協力金を控除する。

(給付の申請)

第4条 給付金の給付を受けようとするときは、別表2に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 申請の期間は、令和4年4月1日から同年6月30日までとする。
- 3 申請書類に不備、不足等があり、修正又は追加提出を求めてもなお令和4年7月15日までに適正に更正がなされない場合には、申請を取り下げたものとみなす。

(給付の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、給付金の給付を決定し、給付申請書に記載された金融機関の口座への振込みをもって通知に代えるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、給付金の不支給を決定した場合は、越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金不支給決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、前条第1項の規定による給付金の給付の決定を受けた対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した給付金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の給付を受けたとき。
- (2) 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき給付された給付金については、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

【別表1】 給付上限額の計算式(第3条関係)

A:平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、対象期間と同月の売上高

B:平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、A で選択した対象期間と同月の営業日数

$(A \div B) \times 0.3 \times 10 = \text{上限額(注)}$

(注) 算定した上限額が375,000円を超える場合は375,000円とする。(1円未満の端数切り捨て)

なお、申請書では以下の簡略化した計算式を用いるものとする。

$A \times 3 \div B = \text{上限額}$

※端数処理を統一するため計算順序を入れ替える。

【別表2】 申請書類(第4条関係)

1. 越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)
2. 越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金該当要件申告書兼給付額試算表(様式第2号)
3. 誓約書(様式第3号)
4. 越知町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金売上減少等の証明申請書(様式第4号)
※ 認定支援機関、高知県農業協同組合が証明したものに限る。
5. 通帳の写し(金融機関名、口座番号、名義(カナ)がわかるもの)
6. 身分証明書の写し(個人事業者のみ)